

○財務省告示第百六十七号

大韓民国産炭酸カリウムに対する関税定率法第八条第五項に規定する調査開始の件（令和二年六月財務省告示第百五十六号）で告示した関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）第八条第五項の調査により判明した事実に基づき、大韓民国を原産地とする炭酸二カリウムについて、同条第一項及び第二項の規定により不当廉売関税を課することが決定されたので、不当廉売関税に関する政令（平成六年政令第四百十六号）第十六条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和三年六月二十三日

財務大臣 麻生 太郎

一 関税定率法（以下「法」という。）第八条第一項の規定による指定に係る貨物の品名、銘柄、型式及び特徴

(一) 品名、銘柄及び型式 法の別表第二八三六・四〇号に掲げる物品のうち炭酸二カリウム（以下「炭酸二カリウム」という。）

(二) 特徴 一般に白色の粉末又は無色の液体であり、主として、液晶パネルをはじめとするガラス類の原料、中華麺に添加するかんすいの原料、洗剤の原料等として使用される。

二 法第八条第一項の規定による指定に係る貨物の供給国

大韓民国（以下「韓国」という。）

三 法第八条第一項の規定により指定された期間

令和三年六月二十四日から令和八年六月二十三日までの期間

四 調査により判明した事実及びこれにより得られた結論

(一) 調査の対象とした貨物（以下「調査対象貨物」という。）

炭酸二カリウム

(二) 調査対象貨物の供給者（調査当局が知り得た供給者）

UNID Co.,Ltd（以下「UNID」という。）

(三) 調査の対象とした期間（以下「調査対象期間」という。）

イ 不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実に関する事項 平成三十一年一月一日から令和

元年十二月三十一日まで

ロ 不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する

事項 平成二十九年一月一日から令和元年十二月三十一日まで

(四) 不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実

不当廉売差額は、輸出国における消費に向けられる調査対象貨物と同種の貨物の通常の商取

引における価格その他これに準ずる価格の加重平均（以下「正常価格」という。）と、本邦へ

の輸出のために販売された調査対象貨物の価格の加重平均（以下「輸出価格」という。）との

差額とし、不当廉売差額を輸出価格で除して不当廉売差額率を算出することとした。

イ 供給者

調査当局が知り得た韓国の供給者に対して質問状等を送付したところ、UNID から、本邦への輸出の実績がある旨及び調査に協力する旨の回答の提出があった。その他の供給者については特定されなかった。

ロ 正常価格

正常価格の算出に当たり、UNID から提出された証拠等及び現地調査の結果を踏まえ、質問状等に対する回答等を正常価格の算出に用いることとした。

ハ 輸出価格

輸出価格の算出に当たり、UNID から提出された証拠等及び現地調査の結果を踏まえ、質問状等に対する回答等を輸出価格の算出に用いることとした。

ニ 不当廉売差額率

正常価格と輸出価格との比較により不当廉売差額率を算出した結果、UNID を供給者とする調査対象貨物の不当廉売差額率については、三十三・二九パーセントであった。その他の者を供給者とするものであって韓国を原産地とするものにあつては、知ることができた事実に基づいて UNID の不当廉売差額率に基づき判断した結果、三十三・二九パーセントであ

ると認められた。

ホ 結論

以上から、韓国を原産地とする調査対象貨物について、不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実が認められた。

(五) 不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実

不当廉売された調査対象貨物は、調査対象期間において、輸入量を増加させた一方、本邦において生産された同種の貨物（以下「本邦産同種の貨物」という。）は、販売量を減少させた。また、不当廉売された調査対象貨物は、本邦産同種の貨物との代替性を有しており、取引において価格が重視される中、本邦産同種の貨物の国内取引価格を下回る価格で輸入され、販売された。本邦の産業については、本邦産同種の貨物の販売先を維持又は確保するべく、販売価格の引上げの抑制及び引下げを余儀なくされた。その結果、販売価格を製造原価の増加に見合ったものとすることができず、利潤が大幅に低下したほか、その他の指標も悪化した。以上から、不当廉売された調査対象貨物の輸入が、本邦の産業に対し実質的な損害を与えたと認められた。

(六) 結論

以上のとおり、不当廉売された貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的

な損害等の事実があり、当該本邦の産業を保護するため必要があると認められることから、不当廉売関税を課することが決定された。

五 法第八条第二項の規定により不当廉売関税を課する貨物及びその決定の理由

(一) 不当廉売関税を課する貨物

韓国を原産地とする炭酸二カリウムのうち、法第八条第九項の規定に基づく暫定的な関税が課されたもの。

(二) 不当廉売関税を課する理由

調査の結果、(一)に掲げる貨物に対して暫定措置がとられなかったとしたならば、その輸入が本邦の産業に実質的な損害を与えたと認められるため。

六 その他参考となるべき事項

(一) 韓国を原産地とする炭酸二カリウムの不当廉売関税の税率

炭酸二カリウムに対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令の一部を改正する政令（令和三年政令第七十七号）による改正後の炭酸二カリウムに対して課する不当廉売関税に関する政令（令和三年政令第六十五号）において定める不当廉売関税の税率については、四(四)二における炭酸二カリウムの供給者の不当廉売差額率から導かれたものであるところ、別表の上欄に掲げる者を供給者とする税率については、それぞれ同表の下欄に定める税率となる。

(二) 調査結果報告書の入手

調査の経緯並びに調査当局の認定及び結論の詳細を記載した調査結果報告書は、世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書一Aの千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定第六条の実施に関する協定第十二・二条の規定に基づき公表され、財務省及び経済産業省のホームページで入手することができる。

別表

供 給 者		税 率
UNID Co.,Ltd		三十・八%
その他の者		三十・八%